

議案第13号 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

令和7年4月1日に施行される栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者に限り、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能となることを踏まえ、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」について、「栄養士」の配置等を求めている部分につき「管理栄養士」を追加することとする一部改正が行われたことに伴い、本市条例も同様の改正を行う。

2. 条例改正の内容

項目	改正内容
食事の提供の特例 (第16条第1項第2号)	家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とする。

3. 施行日

令和7年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

条例改正の説明資料

令和7年3月定例会

議案の 件名	議案第13号 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもの。	他市（近隣市）においても、同様の改正が実施される予定。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことから、本市条例も同様の改正を行う。					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が、令和7年4月1日に施行	まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	1. みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち		
		分野・方針	2. 幼児教育・保育		
		施 策	1. 幼児教育・保育施策の推進		
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
〈市民参加の状況〉	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
有 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日		
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	健やか部	こども園課	有 無 新旧対照表等		

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）新旧対照表

新	旧
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>